

令和三年三月二十五日

聖籠町農業委員会第二十四期

第二十五回總會議事録



聖籠町農業委員会第24期第25回総会議事録

聖籠町農業委員会第24期第25回総会は、令和3年3月25日、聖籠町役場において招集された。

1 出席委員

- | | |
|-----------------|-------------------|
| 1 番 駒澤 一男（会長） | 2 番 新保 昇英（会長職務代理） |
| 3 番 曾根 善治（農地部長） | 4 番 宮下 吉勝（農政部長） |
| 5 番 新保 要一 | 6 番 栗原 一成 |
| 7 番 新保 勇 | 8 番 八幡 裕 |
| 9 番 神田 勝 | 10 番 加藤 百合子 |

2 欠席委員

3 出席職員

次長 長谷川 一也 主任 二宮 広輝

4 総会の議事等日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地に
係る買受適格証明願いについて

日程第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画による（利用権設定）申出審査につ
いて

日程第6 議案第4号 農用地利用集積計画による（利用権設定・農地中間管理
権）申出審査について

日程第7 議案第5号 令和3年度聖籠町農業委員会事業方針並びに事業計画
の承認について

日程第8 報告事項 農業委員会事務専決報告について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出
について

報告第2号 農用地利用配分計画案について（中間）

「会長」 ただいまより、聖籠町農業委員会第24期第25回総会を開会いたします。
（開会 午後2時00分）

「会長」 日程第1、会議録署名委員の指名について、会議規則第14条の規定により、3番委員、4番委員を指名いたします。なお、説明者には次長、書記には主任を指名いたします。

「会長」 日程第2、会期の決定について、令和3年3月25日、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）

「会長」 異議なしと認め、本日1日限りと決定いたします。

「会長」 日程第3、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地に係る買受適格証明願いについて、上程いたします。事務局説明願います。

「次長」 はい、それでは1ページをご覧ください。

「議案朗読」

この案件は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上であります。

「会長」 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農地部長より補足説明願います。

「農地部長」 議案第1号は、先ほどの事前審査において、全員異議なく許可相当でよろしいということでした。以上です。

「会 長」 農地部長より補足説明がありました。議案第1号について、質疑、意見のある方の発言を求めます。

(ありませんの声あり)

「会 長」 議案第1号について、許可することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「会 長」 全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。

「会 長」 日程第4、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、上程いたします。事務局説明願います。

「次 長」 はい、それでは2ページをご覧ください。

「議案朗読」

いずれの案件も農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上であります。

「会 長」 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農地部長より補足説明願います。

「農地部長」 議案第2号は、先ほどの事前審査において、全員異議なく許可相当でよろしいということでした。以上です。

「会 長」 農地部長より補足説明がありました。議案第2号について、質疑、意見のある方の発言を求めます。

(ありませんの声あり)

「会 長」 議案第2号について、許可することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「会 長」 全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。

「会 長」 日程第5、議案第3号 農用地利用集積計画による（利用権設定）申出審査について、上程いたします。事務局説明願います。

「次 長」 はい、それでは3ページをご覧ください。

「議案朗読」

いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上であります。

「会 長」 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農政部長より補足説明願います。

「農政部長」 議案第3号は、全員異議なく、承認相当でよろしいということでした。以上です。

「会 長」 農政部長より補足説明がありました。会議規則第11条議事参与に関する案件がありますので、最初に審議願います。7番委員、退席願います。

（7番委員、退席）

「会 長」 番号244について、質疑、意見のある方の発言を求めます。

（ありませんの声あり）

「会 長」 番号244について、承認することに決定してご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

「会 長」 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

（7番委員、入場着席）

「会 長」 農政部長、退席願います。

(農政部長、退席)

「会 長」 番号 237 について、質疑、意見のある方の発言を求めます。

(ありませんの声あり)

「会 長」 番号 237 について、承認することに決定してご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「会 長」 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

(農政部長、入場着席)

「会 長」 これで議事参与に関する案件が終了いたしました。ほかの案件について、質疑、意見のある方の発言を求めます。

(ありませんの声あり)

「会 長」 議案第 3 号について、承認することに決定してご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「会 長」 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

「会 長」 日程第 6、議案第 4 号 農用地利用集積計画による（利用権設定・農地中間管理権）申出審査について、上程いたします。事務局説明願います。

「次 長」 はい。それでは 7 ページをご覧ください。

「議案朗読」

この案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上であります。

「会 長」 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農政部長より補足説明願います。

「農政部長」 議案第4号は、譲渡人の畑は、この面積で全部でしょうか。との質問がありました。経営転換協力金をもらうため、全部貸付するとの事務局からの説明がありました。他は、全員異議なく、承認相当でよろしいということでした。以上です。

「会 長」 農政部長より補足説明がありました。会議規則第11条議事参与に関する案件がありますので、7番委員、退席願います。

(7番委員、退席)

「会 長」 議案第4号について、質疑、意見のある方の発言を求めます。

(ありませんの声あり)

「会 長」 それでは、議案第4号について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「会 長」 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

「会 長」 日程第7、議案第5号 令和3年度聖籠町農業委員会事業方針並びに事業計画の承認について、上程いたします。事務局説明願います。

「次 長」 はい、それでは8ページをご覧ください。

「議案朗読」

「会 長」 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農政部長より補足説明願います。

「農政部長」 はい、それではまず、4事業計画の(3)研修事業の実施について、③

の法令遵守の公正・公平な職務遂行に関する研修ということで、質問がありました。これは、コンプライアンスに関わる問題でどのような方向性で進めるかということでした。農業会議などの講師をお願いするなど、四役と相談しながら研修会を行っていく予定ですとのこと。続いて重点目標の(2)の農地中間管理機構を活用した農用地の確保とあわせん活動並びに利用集積・集約の促進を図りますのところ、今後基盤整備を進める中で、担い手の集積率や県の目標など課題が多くあるのではないかと、というその中で、集積集約をどのように進めるかという質問がありました。それで、今後、人農地プランの実質化を進めていく中で農業委員全体で、今後考えていくということになりました。以上です。そのほかは、全員異議なく、承認相当でよろしいということでした。以上です。

「会 長」 議案第5号について、質疑、意見のある方の発言を求めます。

「5番委員」 はい、10ページ目の研修について、4の(3)研修事業の実施について、③法令遵守研修の講師については、今、農政部長が、講師は、農業会議という話があったが、まず、はっきり答えてほしいのだが、講師は農業会議なのか。

「会 長」 現在、具体的ではないが、事務局で何かたたき案はあるか。

「次 長」 コンプライアンスのDVDなどを作っている全国農業会議の講師などを呼んでみたり、そのようなことは、今すぐ確定できませんので今後四役、農業会議に相談させていただき検討したい。

「5番委員」 要望です。今言った農業会議でDVD作った講師先生とあったが、これからも適正化推進員との研修で、法令遵守、綱紀粛正ということで、大変いっぱい出ていました。やはりこれは、特にそういうことがないようにするためには、専門のコンサルタントとか、町には顧問弁護士はいますか。

「次 長」 います。

「5番委員」 では、その顧問弁護士も交えて、きちんと聖籠町農業委員会の先ほどいろいろなことを言われましたが、議事の進め方、具体例をきちっと入れて研修したほうが私はいいと思うので、そういうふうに四役でなく、この総会の場で決めてください。以上です。

「会 長」 なに、顧問弁護士をたてて。

「5番委員」 うん。町の顧問弁護士か、コンサルタント。
ちゃんといい人が、いますよ。事例を交えて、そうでないと、みんな拡大解釈してしまう。

「会 長」 まあ、ここ総会で決定と言うわけには。

「5番委員」 だから、ここの場で、このような人顧問弁護士か、コンサルタントに。

「会 長」 ちょっと我々として、事務局と精査して判断してよろしいでしょうか。
。

「5番委員」 だからしてください。いやいや精査でなく、そうしてくださいとお願いしている。

「会 長」 どちらになるかわかりませんが、

「5番委員」 また、多数決ですか。

「会 長」 どちらになるかわかりませんが、相談させていただきます。

「5番委員」 はい、でも、ぜひ、どちらにしてもいいですから、聖籠町の農業委員会の事例を入れながらきちんと議事の進め方、要約の仕方なんでもいい

です。いま言われたこといっぱいあった。大変失礼だけど、議事録に残るけど、会長として、代理として、部長として、農政部長として、我々委員としても襟元を正さなければならないこともいっぱいあると思います。以上です。議事録にちゃんと残してくださいよ。

「会長」 いや、当然、議事録に残りますので、そのような方向で進めます。そのほかに質疑、意見のある方の発言を求めます。

(異議なしの声あり)

「会長」 議案第5号について、承認することに決定してご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「会長」 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

「会長」 日程第8、報告事項があります。事務局説明願います。

「次長」 はい。それでは12ページをご覧ください。

「報告事項朗読」

以上であります。

「会長」 以上をもちまして、本日の日程が終了しましたので、総会を閉会します。

(閉会 午後2時25分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名、押印をする。

聖籠町農業委員会
議長

駒澤 一男



聖籠町農業委員会
署名委員

曾根 善治



署名委員

宮下 志勝

